



## 深谷市小規模事業者緊急支援金

### 募集期間

2020年8月31日まで

### 目的

深谷市は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少している市内小規模事業者に対し、事業の継続及び雇用の維持を目的として、支援金を給付します。給付額は一事業者あたり10万円(一回のみ)です。申請受付期限8月31日(水)当日消印有効です。

### 支援内容

#### ▼給付額

一事業者あたり10万円（一回のみ）（口座振込）

事業実施のために土地または建物の賃料を負担している場合は家賃支援として5万円上乘せ（同時申請）

### 対象者の詳細

#### ▼給付対象

市内で事業を営んでいる小規模事業者

対象となる小規模事業者とは以下の要件を全て満たすものです。

- ・市内に本社または事業所を有する法人、市内に住所または事業所を有する個人事業者
- ・本店（本社）含む全事業所の従業員合計20人以下(申請日時点、パート・アルバイト除く)の事業者等（NPO法人も含まれます）

#### ▼給付要件

(1) 令和2年2月以降の月間売上高等が前年同月に比して減少していること

(業歴1年未満の事業者は最近1か月間の売上高等が最近1か月間を含む最近3か月の平均売上高等に比して減少していること)

(2) 市内に本社または事業所を有する法人、市内に住所または事業所を有する個人事業者であること

(3) 直近の年分の確定申告をしていること

上記に加え、家賃支援を受ける場合には

(4) 事業実施のために土地または建物の賃料を負担していること

(注意) 市外の土地、建物を賃借している場合も対象とすることとなりました。

### 対象地域



### お問い合わせ

深谷市役所 産業振興部 商工振興課（深谷市役所岡部庁舎）

住所：〒369-0292 深谷市岡2381-1

電話：048-577-3409

## 担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会  
担当：橋本  
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金